

2019年8月12日

日建・レンタコムカップ
第28回全日本学生女子ヨット選手権大会

大会期日：2019年9月20日（金）～ 2019年9月23日（月）
共同主催：全日本学生ヨット連盟・中部学生ヨット連盟

帆走指示書

「SP」レース委員会から審問なしにまたは、プロテスト委員会の審問によりスタンダード・ペナルティーが課せられる。

「NP」艇からの抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a) を変更している。

1. 規則

- 1.1 本大会は、『セーリング競技規則 2017-2020』(以下、規則という)に定義された規則を適用する。
- 1.2 規則の定義にある規則(g)には全日本学生ヨット連盟で入手することができる以下の文章が含まれる。
 - (1) 全日本学生ヨット連盟規約
 - (2) 470 級学連申し合わせ事項
 - (3) スナイプ級学連申し合わせ事項
 - (4) 艇体への大学名表示に関する申し合わせ事項
- 1.3 付則 P の「セール番号」を「セール番号または識別番号」に置き換え適用する。
- 1.4 SCIRA 規則の「国内及び国際選手権大会の運営規定」は、同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き適用されない。

2 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部東側に設置された公式掲示板に掲示される。

「NP」また Facebook 上に設けられる、第 28 回全日本学生女子ヨット選手権大会サイトにアップされる。

3 帆走指示書の変更

帆走指示（以下、『指示』という）の変更は、それが発効する当日の 08:30 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、前日の 17:30 までに掲示される。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、大会本部南側に設置された信号柱に掲げられる。
- 4.2 「NP」「SP」陸上で音響信号 1 声と共に D 旗が掲揚されるまで、艇は出艇してはならない。予告信号は予定時刻以前、または D 旗が掲揚された後 30 分以前に発せられることはない。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみに適用する。
- 4.3 予告信号予定時刻の 30 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間に定めなく延期されている。

5 レース日程

5.1 予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

日程	470 級	スナイプ級
9月21日（土）	3	3
9月22日（日）	3	3
9月23日（月）	2	2
合計	8	8

- 5.2 470 級の最初の予告信号は、9月21日は 13:00、9月22日・23日は 09:30 を予定しており、スナイプ級の予告信号は、470 級のスタート信号後に適宜発せられる。
- 5.3 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも 5 分以前に音響信号 1 声とともにレース委員会信号艇に『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚する。
- 5.4 9月22日・23日は 15:31 より後に、24日は 11:31 より後に予告信号は発せられない。
本大会で計画された全レースを行うため、当日までの計画に対して+1 レースを越えないまで、レースを前倒しで行う場合がある。
- 5.5 9月21日は 09:45 より、9月22日・23日は 08:15 より、豊田自動織機海陽ヨットハーバー東棟 E5, E6 会議室にてブリーフィングを行う。

6 クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	クラス旗
470 級	白地に青色の 470 級の形象
スナイプ級	白地に赤色のスナイプ級の形象

7 レース・エリア

【添付図 A】に、レース・エリアの位置を示す。

8 コース

- 8.1 【添付図 B】に、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に艇が帆走するコースおよび、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9 マーク

- 9.1 マーク 1. 2. 3p. 3s. 4p. 4s はオレンジ色の円錐形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるレース委員会艇、またはオレンジ色の円筒形ブイとする。

9.4 指示 11 に規定する新しいマークは、緑色の円錐形ブイとする。

10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上で『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった「DNS」』と記録される。これは規則 A4. A5 を変更している。
- 10.3 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則 30.4 に抵触した艇の識別番号は、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスタンに掲示される。これは規則 30.4 を変更している。
- 10.4 「NP」「DP」 他のレースの手順の間、予告信号が発せられていない艇は、【添付図 C】に示されたスタート・エリアを回避していなければならない。
- 10.5 スタートがゼネラル・リコールとなった場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇に音響信号無しで第 1 代表旗を掲揚する場合がある。信号艇以外のレース委員会艇での第 1 代表旗降下には、レース信号第 1 代表旗の「予告信号は、降下の 1 分後に発せられる。」の意味は持たない。

11 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12 レースの中止

スタートしたレースを中止する場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇に音響信号と共に N 旗を掲揚する場合がある。信号艇以外のレース委員会艇での N 旗の降下には、レース信号 N 旗の「予告信号は、降下の 1 分後に発せられる。」の意味は持たない。

13 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スタートボードの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールまたは、ポートの端のフィニッシュ・マークの間とする。

14 ペナルティー

「NP」「DP」規則 44.1 に基づきペナルティーを履行した艇は、プロテスト委員会事務局で入手できる所定の用紙に記入のうえ抗議締切時間内にプロテスト委員会事務局へ提出しなければならない。

15 タイム・リミットとターゲット・タイム

15.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは次のとおりとする。

クラス	レースの タイム・リミット	マーク 1 の タイム・リミット	レースの ターゲット・タイム	フィニッシュ ウインドウ
470 級	75 分	25 分	45 分	15 分
スナイプ級	80 分	25 分	50 分	15 分

15.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。この項は規則 32.1 を変更している。

15.3 ターゲット・タイムどおりとならなくとも、救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。

15.4 最初の艇（規則 30.3 または規則 30.4 が用いられた場合、各々に違反しない最初の艇）がフィニッシュ後から起算されるフィニッシュ・ウインドウ以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった「DNF」』と記録される。この項は規則 35、A4 及び A5 を変更している。

16 抗議と救済要求

16.1 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。

16.2 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」の信号を発した後 60 分とする。但しプロテスト委員会の裁量によりこの時間を延長する場合がある。

16.3 レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会からの抗議を規則 61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。

16.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、または証人として指名された者を競技者に知らせるために、抗議締切時刻後 15 分以内に通告を掲示する。

16.5 審問は基本的に受付順におこなう。当事者はプロテスト委員会事務局が指定する待機所にて待機していかなければならない。

16.6 規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、その日のレース終了後掲示される。

16.7 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

17 得点

17.1 大会の成立には、1 レースを完了させることが必要である。

17.2 艇のシリーズ得点は、完了したレースが 5 レース以下の場合、全レースの合計得点とする。

6 レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

17.3 総合順位は、両クラスに各 1 艇以上参加した大学を対象とする。

各大学で最も順位の良かった両クラス 1 艇ずつのシリーズ得点を加算して総合得点とし、総合得点の少ない大学を上位とする。

17.4 2 大学以上でタイがある場合、総合得点の対象となった両クラスの各々のレースの得点を合算したものと規則 A8 にある得点に読み替えてタイを解く。また、470 級とスナイプ級で完了したレース数が異なる場合、どちらかのクラスのみ完了したレースの得点は用いない。

18 安全規定

18.1 「NP」「SP」出艇申告と帰着申告は次のとおりとする。

(1) 出艇しようとする競技者は、その日の 08:00 から最初の D 旗掲揚予定時刻までの間に大会陸上本部前に用意される『出艇申告書』にサインした後に出艇しなければならない。

(2) 帰着した競技者（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は代理人）は、帰着後速やかに大会陸上本部前に用意される『帰着申告書』にサインしなければならない。その日の最終レース終了後の帰着申告は、その日の当該クラスの抗議締切時間までに完了させなければならない。

(3) 帰着申告後に再出艇する場合、（『AP/H 旗』、『N/H 旗』での帰着、またはリタイアによる帰着後の再出艇）は隨時出艇申告を受付ける。出艇申告無しの再出艇は認められない。

18.2 「NP」「SP」リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、可能な限りリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。競技者は指示 18.1(2)に従い帰着申告を行った後、速やかに大会陸上本部で入手できる『リタイア報告書』を提出しなければならない。

18.3 レース委員会またはプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合、強制救助する場合がある。強制救助の判断については、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは規則 60.1(b) を変更している。

18.4 18 の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、引き続きのレースが行われた場合には指示 18.1(1)の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 18.1(2)の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

19 乗員表・乗員変更届の提出及び乗員の交替

19.1 「NP」「SP」艇は、その日の最初のレースの『乗員表』を指示 18.1(1)の出艇申告と同時に大会陸上本部に提出しなければならない。

19.2 「NP」「SP」艇は、その日の 2 レース目以降に乗員を変更する場合は、『乗員変更届』をその都度大会陸上本部に提出しなければならない。海上で乗員を交替した場合は、近くのレース委員会艇に変更がある旨を伝えた後に、指示 19.1(2)の帰着申告と同時に『乗員変更届』を提出しなければならない。

20 「NP」「DP」 装備の交換

- 20.1 艇は、テクニカル委員会の承諾なしに損傷または紛失した装備の交換をしてはならない。
- 20.2 艇は、陸上で装備を交換する場合は、大会陸上本部で入手できる『装備交換申請書』をテクニカル委員会に提出し、承諾を受けなければならない。
- 20.3 艇は、海上で装備を交換する場合は、近くのレース委員会艇に装備のある旨を伝えた後に、帰着後に『装備交換申請書』をテクニカル委員会に提出し承諾を受けなければならない。

21 装備と計測チェック

- 21.1 艇は、艇または装備が、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。
- 21.2 艇は水上で、イクリッピメント・インスペクターまたはメジャラーによる検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。
- 21.3 帰着後、陸上にて指示された艇は、速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

22 運営艇

運営艇の標識は、次のとおりとする。

運営艇	識別旗
レース委員会艇	「C」と白字で記された黒色旗
プロテスト委員会艇	「JURY」と白字で記された赤色旗
レスキュー艇	「RESCUE」と白字で記された緑色旗
テクニカル委員会艇	「MEASURER」と黒字で記された白色旗
メディア艇	「MEDIA」と白字で記された青色旗
VIP 艇	「VIP」と黒字で記された水色旗

23 支援者・支援艇

- 23.1 支援艇とは、規則の定義にある支援者が乗艇する全ての艇を指す。
- 23.2 「NP」「DP」豊田自動織機海陽ヨットハーバー内では、支援艇は、主催団体が指定する桟橋以外に係留してはならない。
- 23.3 「NP」「DP」支援艇は、乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしのために一時的に豊田自動織機海陽ヨットハーバーに入港する場合でも、ヨットハーバー事務室にて所定の手続きを行い使用料の支払いをしなければならない。一時的に入港した支援艇は、乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしが完了次第、速やかに出港しなければならない。
- 23.4 「NP」「DP」艇の安全な出艇を確保するため、豊田自動織機海陽ヨットハーバーより出艇する支援艇は、『D旗』掲揚後10分間は係留した桟橋から離岸してはならない。
- 23.5 「NP」「DP」支援艇は、水上にいる間、大会陸上本部で貸与する『識別用リボン』を水面より1.5m以上の高さに掲揚するとともに、支給する「支援艇許可書」を目立つように掲示しなければならない。

- 23.6 「NP」「DP」 支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号から、全ての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、【添付図 D】が示す艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 23.7 「NP」「DP」 支援者は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。
- 23.8 「NP」「DP」 レース委員会艇に『緑色旗』が掲揚された場合、『支援艇は、レースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この場合、指示 23.6 は適用されない。

24 ごみの処分

艇は、ごみを支援艇またはレース委員会艇に渡しても良い。

25 賞

レース公示どおり、賞を与える。

26 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則 4「レースすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と、関連してこうむった物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

27 その他

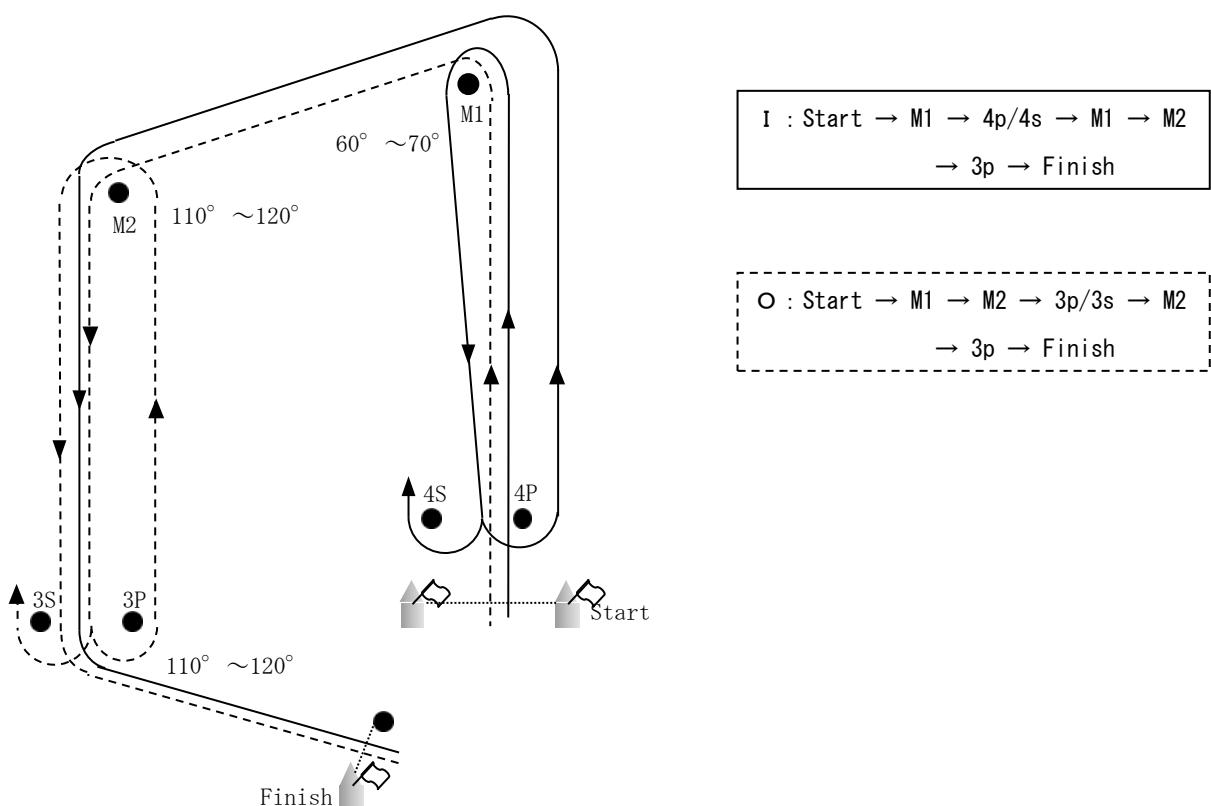
- 27.1 [DP] [NP] 競技者・支援者は、大会役員・競技役員の合理的な理由に基づく指示に従わなければならない。
- 27.2 [DP] [NP] 競技者は、大会期間中に大会委員会の許可を得ない限り、ハーバー建物内やセンタープラザでの帆装・修理・セールの片づけ等の作業を行ってはならない。

【添付図 A】 レース・エリア



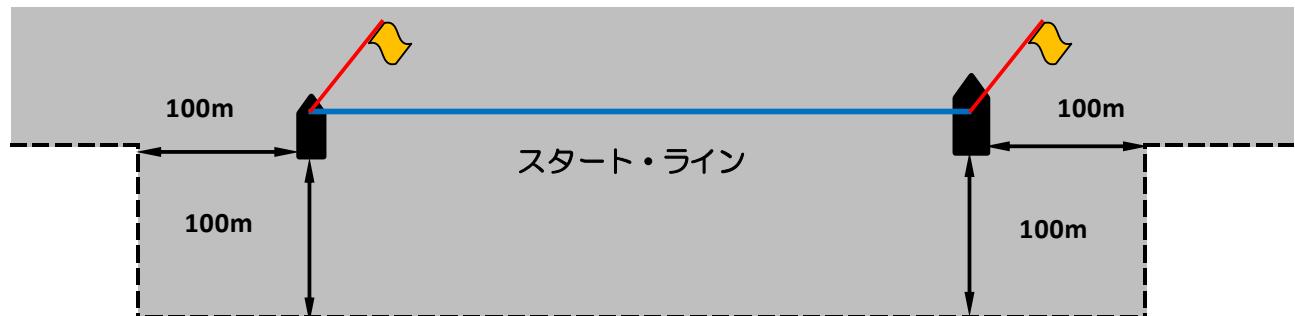
N 34. 47. 183 E 137. 16. 017 を中心とした、 ϕ 1.4NM をレース海面とする。

【添付図 B】 コース図



【添付図 C】スタート・エリア

指示 10.4 にて規定されている「スタート・エリア」を点線で示す。



【添付図 D】レース・エリア

指示 23.6 にて規定されている「艇がレースをしているエリア」

支援者は、レース中以下の図に示す点線の内側に入ってはならない。

この点線は、レース委員会艇、スタート・ライン、フィニッシュ・ライン、マーク及び艇が帆走するであろう位置から距離 100m を示している

